

■審査請求の流れについて

		審査請求人	*情報公開・個人情報保護審査会	実施機関
1	審査請求書の提出	● →		
2	審査会へ諮問（諮問書の提出）		← ●	
3	諮問通知書の送付	←		●
4	弁明書の送付	←		●
5 争 点 の 整 理 等	弁明書に対する意見書の提出 ※任意	● →		
	意見書の写しの送付		● →	
	意見書に対する反論書の提出 ※任意		← ●	
	反論書の写しの送付	← ●		
9	審査会（諮問説明）		← ●	● 出席
10	審査会（口頭意見陳述） ※任意	出席 ●	← ●	● 出席
11	審査会（調査審議）	調査審議を重ねた上で、答申を行います		
12	答申書の送付		● →	
13	答申書の写しの送付	← ●		
14	裁決書の送付	←		●

（補足説明）

* ・審査会は、外部委員5名（学識経験者及び弁護士）で構成され、実施機関の諮問に応じ、調査審議の上、当初の原処分が妥当か否かを答申します。

5 ・審査会事務局から審査請求人に対して意見書の提出について通知を送付します。

・5～8のやり取りが複数回に及ぶこともあります。

9 ・実施機関が審査会に対して諮問した事項について説明を行います。

10 ・審査会事務局から審査請求人に対して口頭意見陳述の申立てについて意向確認の通知を送付します。

・口頭意見陳述は、審査会委員による進行の下、審査請求人は30分以内で御自身の意見を述べるとともに、実施機関に対して質問を行うことができます。

12 ・審査会が行った答申の内容は、個人の氏名等、公表することが不適当なものを除いて公表されます。

14 ・裁決は、審査請求に対する実施機関の最終的な結論です。

・審査会の答申に法的拘束力はないですが、最大限尊重して裁決を行うこととなります。

問合せ先 / 審査請求書提出先

〈審査会事務局〉市民部 市民総務室（情報公開担当）
市役所高層棟6階604番窓口 TEL06-6384-1456（直通）